

## 平成19年第3回水道事業運営委員会 議事録

日 時：平成19年7月18日(水)午後1時30分～

場 所：石狩市役所 5階 第1委員会室

事務局出席者：17名

棚橋部長、伊藤課長、下野課長、古屋場長、鎌田課長、赤間課長、開発主査、清野主査、小柳主査、高橋主査、天池主査、武藤主査、笹本主査、門馬主査、宮原主査、伊藤主任、佐藤主事

委員出席者：12名

余湖典昭、菅野 勲、堂柿 栄輔、佐藤 雅代、荒澤 宏、三國 哲男、土門 隆一、石川 国弘、安藤 牧子、眞柄 泰基、松井 隆文、永井 雅師

傍 聴 者：16名

議 事：(1)簡易水道事業の第三者委託の必要性と見通し

(2)本編「第8章～第11章」

(3)その他

配 布 資 料：別添のとおり

### 記

伊藤課長 皆様お疲れ様でございます。ご多用の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、只今から平成19年第3回石狩市水道事業運営委員会を開催いたします。

開催にあたりまして、棚橋文男水道部長からご挨拶申し上げます。

棚橋部長 一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、皆様には何かとご多用の中をお集まりいただきまして誠にありがとうございます。前回の当運営委員会におきまして、水道事業の第三者委託の必要性・有効性・妥当性については、了とする判断がなされ、今回は、より具体的な審議をいただくことになるかと存じますので、よろしく願い申し上げます。

話は変わりますけれども、去る6月23日、北見市におきまして、浄水場へ異常な濁り水が入ったということで、大規模な断水が発生し、市民に多大な影響・被害が生じたところであります。その後の対応を含め、最終的に復旧したのは6月28日夜というふうに聞いております。私も水道事業、同じくライフラインである水道事業に携わる者といたしましては、このことを対岸の火事とすることなく、この事故から生きた教訓を学びながら、職員一同、日頃から危機管理意識を持ち業務に当たっていきたいというふうに考えております。

また、一昨日には震度6強の「新潟県中越沖地震」が発生し、ここでも人が亡くなられるなど大きな被害が発生しております。また、避難を余儀なくされている方も多数いるということでもあります。改めて水道事業の持つ責任・役割というものを認識しつつ、今後の業務に当たっていきたいと考えております。被災された方には、心からのお見舞いと、1日も早い復旧を願うものであります。

本日は、はじめに簡易水道事業の第三者委託の必要性と見通しについて、簡易水道事業会計の仕組み等を含めながら説明をさせていただきます。その後、第8章から11章までのご審議をお願いしたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤課長 続きまして、余湖典昭会長からご挨拶をいただきたいと思っております。

余湖会長 皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。包括委託に関する審議もずいぶん回数を重ねて参りましたが、今日は、今、部長からお話がありましたが、前回話題に上った簡易水道の第三者委託のことに係る報告が事務局からございます。それ

と、第三者委託に関する、これもお話がありました。今日は特に危機管理等のことが話題の中心の一つになるかと思っておりますので、活発なご議論をお願いいたします。それでは事務局、お願いいたします。

伊藤課長

開催に当りまして、小笠原特別委員から公務のため本日は欠席ということで、ご案内をいただいておりますので、ご報告いたします。

開発主査

水道部業務課の開発と申します。本日のご審議、よろしくお願い申し上げます。

事前に、審議資料のお目通しを願うために本編第8章から11章、並びに資料編を、また、パワーポイントシートの資料、さらに当委員会で審議を願いました本編第1章から第7章までの資料を郵送させていただきました。本日は、先ほど部長から説明がありましたとおり、簡易水道事業の第三者委託の必要性と見通しを、次に本編第8章から第11章までの審議を願うものであります。

それでは、簡易水道事業の第三者委託の必要性と見通しについて、ご説明をさせていただきます。

簡易水道事業の委託の見通しについては、前回審議の際に、委託の手法は第三者委託、委託の内容につきましては浄水場の運転管理並びに保守点検、水道料金の計算業務や収納業務、委託時期につきましては平成22年度まで、というご説明をしたところであります。

次に、簡易水道事業の会計の仕組みについてご説明をいたします。当市の上水道事業は、企業会計となっており、収益的収支と資本的収支の2本立てで構成されておりますが、簡易水道事業の会計は、一切の収入を歳入として、支出を歳出として、収支計算を行う官庁会計という仕組みになっております。

歳入の内訳は、一般会計からの繰入金、また、水道料金に該当いたします使用料、手数料及び市債、これらが主な財源となっております。歳出につきましては、公債費、簡易水道事業費、これは職員人件費や工事請負費、委託料等の事業費を指しております。

次に、平成19年度簡易水道事業会計予算のご説明をさせていただきます。平成19年度予算においては、歳入及び歳出予算額はおよそ2億8000万円となっております。

歳入予算2億8000万円に占める一般会計からの繰入金は、およそ9000万円、パーセントでは約32%になります。また、水道料金は1億2400万円で収入全体の約44%、市債が約4000万円で14%となっており、繰入金、使用料及び手数料並びに市債、これらで歳入予算全体の9割を占めています。

一方、歳出予算については、簡易水道事業費と公債費でほとんどを構成しており、予算に占める割合は、それぞれおよそ50%となっております。次のシートは、簡易水道事業の歳入歳出の見込みを表してありまして、このグラフから明らかなように、平成17年度、21年度及び22年度が突出している棒グラフとなっております。

17年度に突出している主な理由としましては、旧厚田区の送水管整備に要した事業費が関係しており、また、21年度と22年度の突出理由は、旧浜益区に浜益浄水場の整備計画が将来予定されており、この整備に要する費用が関連していることから、棒グラフが伸びているものであります。

次は、簡易水道事業会計の決算見込額のシートのご説明となります。シミュレーションをいたしますと、かろうじて平成22年度までは黒字会計が見込まれますが、平成23年度以降は赤字の見込みをしており、この要因は水道料金の収入が鈍化する反面、起債の償還額が増大する、という状況によるものであります。

これら会計の見込額のほかに、第三者委託の必要性という視点から検証をいたしますと、最大の要因として考えられることは、上水道事業と関係することでありませうけれども、簡易水道事業における浄水技術職員についても不足あるいは不在の状態にあり、この状態の解消策について、当面は本庁職員によってカバーをしていくこととなりますが、この手法に委ねても限界がくることから、第三者委託は必要との認識にいたっております。

なお、先ほど第三者委託は遅くとも平成22年度まで行う旨、説明いたしました。では、簡易水道事業を第三者委託するためにはどのような過程があるのか、という説明シートがこちらになります。横軸に時間、縦軸に実施にいたるまでの課題ということで説明をいたします。遅くとも、委託業務開始は平成22年度までになりますけれども、まず最初にしな

ければならないことは、現状業務の分析に係る資料を作成しなければならないことであり  
ます。

どのような資料内容かと申しますと、旧厚田区及び旧浜益区において、各種委託業務を  
発注しておりますが、委託業務の維持管理に要する費用、修繕工事、洗管作業の内訳、薬  
品の管理、緊急時の対応マニュアル、このような資料をまず作成しなければなりません。

次に、浄配水施設の概要に係る資料の作成が生じてまいります。これは浄水場、配水場  
施設の概要一覧表、電気計装設備に係る一覧表、また、過去に電気機械設備の修理をして  
おりますので、そういう機械設備の修繕履歴や水質検査表、水源に係る水位のデータ集計  
など、これら浄配水場施設の概要に係る資料の作成が急務となっております。

第三者委託の委託施設と委託業務の一覧表を初期段階で作成した後、受託希望事業者を  
対象に現場説明会を開催しなければなりません。と同時に、受託希望事業者から只今説明  
いたしました各種資料内容に対する質問を受け付けたり、質問の回答を行います。これら  
一連の業務を踏まえ、最終的には、受託を希望する事業者から委託業務に係る見積書を提  
出していただくという段階に移行してまいります。

市は見積書の提出を受けることとなりますが、市として第三者委託の希望はございます  
が、実際に受託をされる事業者がいるかどうか、業務受託事業者の有無の確認をしなけれ  
ばならないとともに、市が想定している委託料と事業者から出される見積額に開きが生じ  
る可能性を否定できず、見積額について、市の財政当局と協議を要することとなります。

また、受託を希望される事業者の概要や受託実績なども、この市場調査を実施する段階  
で把握していなければならないと認識しています。最終的には委託業務に要する契約約款  
をはじめとする様々なものを作成するという流れになってまいります。

以上の内容について、大きなフローをもってご説明いたしますと、初期段階においては  
市場調査実施に係る資料の作成、市場調査の実施、続いて市場調査内容の検証を行い、予  
算措置を市議会に提案し可決後には、契約締結に向けた具体的な手続きを行っていく、こ  
れら一連の段階をクリアして委託が可能となります。なお、委託時期については遅くとも  
平成 22 年度までに実施する、というのが簡易水道事業における第三者委託実施の考えであ  
ります。

余湖会長

はい、ありがとうございます。ちょっと補足いたしますと、前回の委員会で簡易水道も  
特に技術者の確保という面で大変ご苦労されているから、第三者委託の方向を考えるべき  
で、ぜひ具体的に事務局で検討していただきたいという方向性が、当委員会として一つ出  
たわけですが、それを受けまして今事務局から説明があったのが 2 点ありまして、最初は、  
簡易水道の財政状況について、まずご説明がありました。と申しますのは、水道ビジョン  
のときにも、実は簡易水道の財政状況についてはほとんど議論をしていなかったというこ  
とがありますので、まずその辺についてご説明をいただいたということです。

それから、事務局で前回の委員会の意向を受けて、具体的に、いつになったらできるの  
かというようなことを精査していただいたところ、パワーポイントの 10 枚目ですね、色々  
なステップがありまして、事務局、市水道部としては、簡易水道の民間委託の必要性は十  
分認識しているけれども、時間的にはまだはっきりしていない。

しかしながら、遅くとも平成 22 年度までは移行したいというご説明であったかと思いま  
す。それでは簡易水道の財政状況に関して、皆さんからご質問、ご意見を伺えればと思  
います。

パワーポイントで言いますと 8 枚目くらいまでですね。また、赤字の話が多くなってお  
りますけれども、この辺のことで何かご質問ございますか。今の予定では、簡易水道を統  
合するのは何年でしたか。

平成 22 年度です。

統合も 22 年度ですね。何かご質問ございませんか。はい、どうぞ。

2 点よろしいですか。ちょうど歳入歳出見込み、今出ている図ですね。これの歳入の鈍  
化の話がございましたけれども、一つには料金収入の減少というお話がございましたけれ  
ども、この中には人口減少を大きく見込んでいるものと思います。人口減少は、どの程度  
見込んでいらっしゃるのでしょうかという点と、実際に浜益にも厚田にも行かせていただ

開発主査  
余湖会長  
佐藤委員

いていて、あまり可能性がないことは何となくわかってはいるんですけども、企業誘致等の可能性についてはどのように考えておられて、この予測を立てていらっしゃるのかという点をご説明いただければと思います。

鎌田課長

厚田区の簡水会計については、平成 18 年度の水道使用料は確かに落ちています。落ちている一番の原因というのが、旧石狩市と合併しまして、メーター口径の大きい、大口の企業関係なんですけれども、水道料金がアップしています。

19 年度にアップしまして、合併時の見込みでは、アップに比例して、ある程度の水道料金が上がるのではないかと考えていたんですけども、料金がアップしたことによって、企業の方で節水というか、水道を使用しないというような傾向があり、そういう部分で水道料金が落ちたというのが主な理由です。

余湖会長

佐藤委員の最初の質問、人口の予測についてはいかがですか。

鎌田課長

人口予測については、過去の水道使用料の実績に基づき予測しており、人口予測を細かくはしていません。なお、19 年度見込みでは、もう少し水道料金が上がると見込んでおりましたが、実際は逆の現象になったということです。

余湖会長

料金が上がった分、節水がなされたということですね。

鎌田課長

そのとおりです。

余湖会長

そうすると、この 19 年は実績なんですか。

鎌田課長

19 年度、当初予算の見込みです。

赤間課長

浜益区の赤間と申します。合併後、13 ミリの口径が平成 19 年でまた改定しました。13 ミリは、ほとんど一般家庭用なんですけれども、料金が減額になるというようなことで、浜益区の場合は大口径がほとんど少ないという状況の中で、大口径は 19 年、22 年にそれぞれ上がるんですけども、全体的にはそんなに大きな変動はないというような料金体系になっております。

それから、企業誘致の関係なんですけれども、浜益区の場合につきましては現状維持というような形の中で、新たな企業の進出は見込んでございません。ただ、人口が若干減少傾向にございますけれども、ご承知のとおり、行楽期には非常に観光客が来て、その時期にはある程度、水道の配水量も増えるというような現状でございます。

余湖会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。6 枚目のシートを出していただけますか。

今まで上水道の収支というのは何回もやってきたと思うんですけども、簡易水道の場合、一つ注意しなければならないのは、この部分ですね。一般会計からの繰入金というのが、厚田・浜益合わせて 8900 万くらいあるというのが、上水道に比べると、やはり収入の中では非常に大きい。

ですから、将来的に、この収支の見込みというのは、この繰入金が今のレベルをずっと維持されているという過程のもとでの収支見込になりますよね。

その見通しはいかがですか。

鎌田課長

繰入金につきましては、簡水会計では起債の元金償還金の 2 分の 1 までは認められており、さらに過疎債の元金償還金の 70% までは繰入れできるという基準があります。また、高料金対策といって、給水原価、資本費が一定以上高くなった場合を考慮した対策をいいますが、今もそうですが、基準である繰入金だけしかもらっておりませんので、その辺りの部分では大丈夫かなと思ってます。

余湖会長

ただ、上水道と統合して、その赤字がさらにのっかってくると、この辺も今の話題とは関係ありませんけれども直接、やはり料金の問題だとか会計の問題だとか、そういうことはますます現実的になってくるのかなと思います。

鎌田課長

シート左の使用料金に対して、右側の公債費の支出の方が若干多いんですね。それが、さらに広がるというシミュレーションにはなるのかなと予想しています。

余湖会長

それで急激にぐっと落ちるんですね。他に何かご質問ございますか。あと 10 枚目、この前の委員会ではちょっと盛り上がって、来年度から一緒にできないのかという話も、私は口走った経緯がありますが、それがなかなか難しいという事務局のご説明がこのフローなんですけれども、この中身についてはよろしいでしょうか。

たぶん、この 1 つ 1 つの作業に、1 から 5 までありますが、必要な時間というのは、前

に事務局から私は説明を受けたんですけれど、平成 22 年という年にはならないんですけれども、行政の仕組みで予算を確保する、議会の承認を得る、という手続きが入ってきます。

議会との関係では、この予算措置というところが絡んでいるんですか。そういうふうに理解すればいいですか。

伊藤課長  
余湖会長

そのとおりです。

はい。では、この通りお認めいただいたということになれば、簡易水道の委託の必要性は委員会としても、事務局の方も十分認めているけれども、早期実施、来年度からの同時実施というのは非常に難しい状況ですが、色々な条件を整備した上で、遅くとも平成 22 年度までに業務委託に向けて努力するという方向を、この委員会で承認をいただいたというようなことになりますけれども、よろしいでしょうか。

他に今までのところで何かご質問ございませんか。厚田・浜益の委員の方、よろしいでしょうか。それではまた、何かありましたら後からでも質問をお願いいたします。

続きまして、8 章以降のご説明をいただきますが、ちょっと私が補足しますが、8 章は第三者委託制度の概要と導入事例ということです。実際にはこの中身というのは、前回の委員会で事務局の方で先進地を調査され、その報告がありましたので、実質的な審議は終了しておりますので、この辺は簡単に説明をいただいて、9 章並びに 10 章の説明がメインになるかと思えます。そういうことでよろしいですね。

それでは、お願いいたします。

開発主査

本編第 8 章、水道法で規定しているところの第三者委託の概要についてご説明をしたいと思います。

水道法上の規定は、委託できる業務と、できない業務があります。水道の基本計画や供給規定の策定など事業経営に係るものについては、委託はできませんが、水道法第 19 条第 2 項の技術上の管理に係る業務、これは罰則を含めて委託をできるというふうになっております。具体的に申しますと、浄配水施設の運転管理や、保守点検、井戸の管理、水質の管理、薬品の在庫管理などの委託を市は考えております。

なお、本編 25 ページには、第三者委託を導入した先進事業者が委託を導入した理由や技術基盤をどのように確保したか、コスト縮減等につきまして、実際に先進事業者に調査に行った職員自らパワーポイントシートを使いながら、5 月開催の委員会の中でご説明をしたところであり、お目通しを願いたいと存じます。

続きまして、本編第 9 章、29 ページになります。この章におきましては、市が想定しています第三者委託の業務の範囲について、ご説明をさせていただきます。こちらのパワーポイントシートをご覧ください。取水施設であります井戸、地下水、それから浄水場に導きます導水管、花川南浄水場をはじめ 8 つの浄水施設、札幌市からの分水に係る送水管、花川北配水場をはじめ、生振、八幡、高岡の 4 つの配水場、これら 8 浄水場、4 配水場、取水施設、送水施設を第三者委託の範囲として想定をしております。その他に末端水質検査業務と配水管の洗管業務等について、市水道事業者に法的責任を残したまま、包括的に委託をする「第三者包括委託」ということで想定をしております。

なお、本編 30 ページには具体的な委託業務の内容と委託形態につきまして、主体者あるいは補助者をそれぞれ と ということ、印を付してございます。以上が、市が想定してございます業務委託の範囲と委託業務の内容となっております。

余湖会長

ここで止めますか。ちょっと短いんですけれども、本編 30 ページに、表の 26 がありますよね。主体者、補助者、この というのはどういうふうに理解すればいいですか。市が主体でやって、民間が補助するという意味ですか。

開発主査

業務について、 は主体者・メインの意味でして、当然、主体者だけではまかないきれない業務は の補助者、サブと協働して業務を遂行していくということです。

余湖会長

ここで言う がついているときの補助というのは、あくまでも民間が補助という例ですね。それしかありえないですね。

開発主査

はい。

余湖会長

10 章は、説明がちょっと長くなるかもしれませんが。何回か今まで出てきたような絵もありますけれども。それでは 10 章をお願いします。

## 開発主査

10章は本編 31 ページになります。本章では、第三者委託導入時における懸案事項と対応策についてご説明をさせていただきます。リスクやリスク分担のご説明をいたします。

リスクと言いますのは、契約の時点では、委託業務の事業期間中に発生する可能性のある事故あるいは自然災害、このようなことにより損失が生じるということリスクと定義しております。

このようなリスクにつきまして、実際に顕在化した、表面化した際に損失が発生しますことから、費用負担が生じることになります。様々な種類のリスクがありますが、どのリスクを委託者である市が負担するか、あるいは受託者である事業者が負担するのか、最終的には双方で協議して契約約款で定めるということになりますけれども、このリスク分担につきましては、業務遂行上、重要となっておりまして、

資料編に、市が想定しているリスクの種類を掲載していますが、このパワーポイントのシート上では代表的と思われるリスクを5つほど掲げました。

事故・災害については、運転管理業務上あるいは受託者側の従事職員の不注意や故意によって事故が発生した場合のリスクの分担については、受託者側に原因があることから、受託者が負担することは言うまでもありません。

また、債務不履行の場合、例えば市側の債務不履行、委託施設とか委託設備の不備や性能不足が散見された場合、事業の継続ができなくなり、そのような場合は市が責任を負いますが、受託者側に委託業務の遂行に不履行が生じた場合は、受託者が負担することになります。

次に、第三者賠償のリスクについては、委託期間中に水質、水量、水圧などの管理・監督の原因が委託者側にある場合、受託者がこうむった損失は委託者が負担することとなります。

また、設備機器の能力とか機能上要求水準を満足できない時に、要する費用あるいは市の責任により業務内容を変更するなど、市に責めがあるときは市が負担する、というのが費用増加に係るリスク分担となります。

施設や設備の損傷の要因が受託者側にあれば、要求水準を満身に満たせませんので、受託者側の責任になるものであります。

次に、契約の際に懸案事項として考えられることについて、例えば受託者側が倒産したり契約不履行がある場合や、自然災害・事故が発生したときの復旧体制と責任の所在についてご説明をいたします。受託者が倒産した場合ですけれども、委託者である市側の対応策としましては、給水業務を遂行するために、限られた人員ではありますが、組織を再編成することにより、当面、給水業務を履行してまいります。当面は市が履行いたしますけれども、最終的には受託者に委託しなければならず、この際は、次点の受託者と交渉し交渉が整えば給水業務を履行するための契約を締結するという事で給水業務を履行していくというふうに考えております。と同時に、倒産をしてしまいました受託者に対しては、契約を解除し損害賠償を請求することになります。

次に、受託者が契約を不履行とした場合、先ほど委託業務内容をご説明いたしましたが、最低限満たすべき業務履行内容を表した業務要求水準、それが未履行である。運転操作であったり、保守点検を怠ったり、水量とか水質とかそういった管理をちゃんと履行しない、こういった契約不履行に該当するようなことが見受けられますと、まず、市は書面による改善通告、適切に業務を履行しなさいという通告をします。これに従わないときには、契約を解除するとともに損害賠償を請求することになるかと思っております。

続きまして、緊急時におけます水道部の配備体制のご説明をさせていただきます。水道部には、水道部災害対策要綱があり、その要綱に基づき災害対策本部を設置いたします。

市長を本部長に、副本部長に水道部長と水道技術管理者、この技術管理者は工務課長が該当いたします。本部員としまして総務班長、これは業務課長になります。工務班長は工務課長、浄水班長は浄水場長が任にあたります。また、班毎にそれぞれマニュアルがあり、総務マニュアルでは、6名体制で被害状況調査表の作成や厚生労働省、道の環境保全課、保健所、石狩市でいきますと江別保健所、日本水道協会北海道支部など関係機関との連絡調整・報告を行うこととなります。なお、事前に送付いたしました資料の1番は、緊急時

の防災対策連絡系統図として、市水道事業管理者である市長をトップに据え、水道部長、各課長、その下に担当者を配置させている体制表を表しています。

また、災害が発生しておりますことから、水道施設の復旧をしなければならず、その際の対応策一般を定めた応急復旧マニュアルを策定しております。この応急復旧マニュアルには、工務班が従事し10名体制で、機材や用品調達の手配や応急復旧工事の施工にあたりますが、この復旧には水道部にも限界がございますので、石狩管工事業協同組合並びに水道施設業者との協働により、復旧工事にあたることとしています。

資料2には、日本水道協会北海道地方支部協定に基づきます相互応援連絡体制により、左下に被災水道事業者を出発点とした連絡系統表として、復旧応援・支援の流れを表した体系図になっております。被災する水道事業者、例えば石狩市といたしますと、水道施設に損害が生じて被災し応援要請となりますと、まず通報、 になります、江別保健所に連絡をいたします。と同時に日本水道協会北海道地方支部、道央地区協議会区長の小樽市水道局に資機材の提供や人員の応援要請を行います。先般、発生しました北見市の断水時の際、道央地区協議会の小樽市水道局から市水道部に対し給水袋の送付要請があり、給水袋4000袋を北見市の企業局に直ちに発送をしたところであります。このことは、本協定に基づく応援・支援体制に則ったものとなっております。

ご説明は復旧応援・支援の流れを表した体系図に戻りますが、道央地区協議会の小樽市水道局から日水協北海道地方支部長である札幌市水道局への連絡、次に日本水道協会、さらに江別保健所から北海道に報告がまいりまして、北海道から厚生労働省へと、このような連絡体系により情報の共有・調整を図りながら、応援・支援要請を経て早期復旧を目指す、というフローになっております。

なお、応急復旧工事のほかに、応急給水もしなければならず、給水に係るマニュアル、給水マニュアルも水道部は策定しています。この業務に従事するのは浄水場長をはじめ8名の水道部職員となります。応急給水業務のほかに、浄配水施設に備わっている電気とか機械などの関係から、北海道電力や電気計装・機械を委託している電気業者及び機械業者、さらには石狩管工事業協同組合に応援要請をいたしまして、一刻も早い復旧を図るものであります。資料2の被災水道事業者の欄の下には、石狩市と市内14社で構成されている管工事業協同組合との枠組みを示していますが、市は管工事業協同組合との間で応急復旧並びに給水事業を柱とした協定を締結しており、具体的には人員やトラック、資機材とか物資などの要請があった際には、管工事業協同組合で確保する旨の協定内容となっております。

以上が、緊急時における水道部の配備体制となっております。

次のシートは、平成15年9月26日に起きた十勝沖地震時の水道部の体制等を具体的に表したものであります。この日の朝4時50分ごろに地震が発生し石狩市内では震度4の地震規模でありました。

被害状況につきましては、新港地区で1件の火災が発生し市内3606戸が停電となりましたが、約30分後の5時23分には停電は解消しております。また花川南地区で約8000戸が断水いたしました。ガス漏れにつきましては3戸の発生が確認されましたが、津波や公共施設への損傷・被害等はありませんでした。なお、人的被害としまして1名の市民の方が足の骨が折れた、という被害の状況でありました。

花川南浄水場も停電になりましたので、自家発電機を稼働させましたが、北電とのやり取りにおいて切替装置が動かず30分間ほど8000戸に断水をさせてしまったという事態になってしまいました。電気業者も花川南浄水場に備え付けている施設機器に対応願うとともに、浄水班も南浄水場で施設の維持管理業務に従事したところです。また、市民から苦情とか問い合わせがありましたが、市本庁舎2Fの水道部フロアーにも、総務・工務班の職員が詰め対応したところであり、苦情や問い合わせの総数は101件で、花川南浄水場施設以外の対応状況につきましては、新港地区に新港南という浄水場がありまして、この浄水場の井戸から砂が上がってきましてので取水量を減少して運転をしました。

なお、取水量が確保されませんことから、給水区域の変更を図りましたが、これら一連の対応につきましては、浄水班と工務班、さらに機械の業者が対応をしたところであります。この地震により新港中央配水場系統の配水管に、濁水が発生いたしました、業者に

よる配水管の洗管作業を行うとともに、石狩管工事業協同組合から給水タンク車などの準備をしていただきましたが、実際には、この給水タンク車による給水までにはいたらなかったという状況であり、工務班、総務班、管工事業協同組合で対応したところであります。

花川南浄水場を給水エリアとしている市民の方には大変ご迷惑をおかけしたところではありましたが、新港南浄水場系統あるいは新港中央配水場の配水管による濁水については、早期に水道部が対応したことから、市民への影響はなかったところであります。

次のご説明は、第三者委託後の緊急事態発生時のシートになります。

緊急とは停電、自然災害、水質異常、機器の故障などがあり、まず、初期対応を受託者が行います。この6名～12名と、従業者に幅がありますが、この幅の背景については、平成17年9月に市水道部は市場調査を行いまして、その際に当該受託について事業者から最低6名、最高12名の人員で対応が可能である旨の市場調査結果があるものですから、その結果を反映したものであります。初期対応や応急措置を受託者が行い、簡易的な故障の復旧をいたしますが、市水道部工務課に、緊急事態発生時の対応状況の報告が上がってまいります。

それを踏まえて、水道部はどう対応するかというのが、このシートになっております。

報告内容について、水道施設に被害が発生する、あるいは発生するおそれがあるとき、災害・事故が原因で給水を確保するのに多大な影響があるとき、さらに震度4以上の地震が発生した時には、市水道部に災害対策本部を設置して、復旧対策にあたることとなります。

第三者委託後の水道部の配備体制は、基本的には先ほどご説明いたしました現行の体制と変わってはおりませんが、ここに新たに本部員の一人として受託総括責任者、受託者側の責任者が水道部対策本部に加わるようになることから、現行の災害対策要綱の見直しをいたします。総務班においては、国あるいは道との連絡調整や状況調査の報告などを7名の人員で対応をいたします。工務班においては、総勢13名体制により、管工事業協同組合と連携をとりながら主に応急復旧工事の対応を行います。受託者側においては、初期対応に従事するとともに、応急復旧工事や応急給水に対応をしていただくこととなります。北海道電力、電気・機械業者、受託者の関連グループ会社に要請・応援を願う、というような緊急時体制を考えています。

また、様々な異常事態時に対する受託者側と市側の役割分担、責任分担を考える必要があります。例えば、停電の際に落雷による停電、又は送電事故に伴う地域大規模停電などがあり、落雷による停電の初期対応は受託者側が行いますけれども、大規模停電となりますと、市側が対応することになるかと思えます。事故、薬品漏洩や場内配管の破損、断水を伴う事故や、伴わない事故、施設故障、水質異常、火災などは基本的には受託者側が対応するとともに、最終的には大規模災害や断水を伴う範囲に及びますと、市が対応することになり、受託者と必要に応じ協議・調整を行い対応してまいります。

次に、危機管理のご説明をさせていただきます。予測・予防対策を講じることは重要であります。配水管が損傷したり、停電があったり、薬品が漏洩したり、地震や風水害、人災による災害、テロなどが発生した場合については現在、水道部災害対策要綱があり、その下に先ほどご説明いたしました各種マニュアルがあることから、対応が可能と考えています。

しかしながら、今度は逆に起こることの予想といえますか、起こりうる兆候を見極めるといえますか、そういった危機の予測、危機の予防、万が一のために、災害・事故があったときでも被害の低減、最小化を図るといことで危機管理マニュアルの策定は大切であるとの認識に立っています。

次は、委託後の監視体制についてです。複数の市工務課職員による監視と確認を行うこととなります。監視の視点は、水質管理、施設や運転管理などに重点をおいた内容になります。なお、確認の方法としては、日常、定期的、随時に確認し、書類審査と抜き打ち的に現地に赴き監視をし、適宜、指導・監督をするということで考えております。

今後は、第三者機関的なものを設置すると聞いておりますので、そのような機関の設置の必要性を検証していく必要があるというふうに、委託後の監視については考えていると

ころであります。

以上、第10章のご説明をさせていただきました。

余湖会長

はい。どうもありがとうございます。だいぶ中身が難しくなりましたが、16枚目にリスクとリスク分担の話があって、17枚目のリスクの種類の説明がございました。シート上では、リスクの種類を5種類に分けて、それぞれの中身についてリスクの分担を明確に定めるという意味ですか。そういうふうを考えてよろしいですか。これ、例えばですね、最初にちょっとお伺いしたいのは、先進地に行かれましたよね。視察されたときに、このリスク分担に関して、今まで民間委託されているところは、どういう点に配慮されたかというようなことの情報があれば、ちょっとご紹介していただければと思いますが。ちょっと時間がかかりますか、それでは後に回します。

眞柄委員

14枚目、9章の14枚目の業務範囲ですが、配水ポンプというふうになっているので、この絵のネットワークに入るPというところの運転も第三者委託の範囲に相当するとの考えに立っているのですか。

余湖会長

4枚目のパワーポイント、もっと実際にはここまでくるのかということですね。

下野課長

そうです。

眞柄委員

そうすると、さっきのリスク管理の分担になるんですが、そのポンプを止めるのは、配水場内の事故で止まる場合は、第三者委託の判断で止めるわけですね。ところが、配水管の方で、例えば破裂事故があったとき、そのときにポンプを止めるのは、水道部の方から、このポンプを止めなさいという指示がいく、そういうことですね。さっき実際の事故、新港の中央配水場配水管で、地震による配水管の振動により濁水が発生した、と。このときには同じ水道部内でどれくらい時間がかかるんですか。つまり、水道部から新港の配水場のポンプを止めなさいという指示がいくわけですね。その指示には、どのくらい時間がかかるのですか。瞬時にいくのですか。

下野課長

新港中央配水場システムの配水管の濁水に関しましては、浄水場が汚れたわけではなくて、配水管が汚れましたことから、浄水場は止めておりません。浄水場からは綺麗な水が出ています。

眞柄委員

配水場の配水ポンプは止めたんですか。

下野課長

いいえ、止めておりません。ここには中央配水場と書いてありますけれども、配水場からは綺麗な水が流れてますので、その水で洗管をしました。

眞柄委員

その水で洗管をしたというわけですね。

下野課長

そうです。ですからポンプは動いています。

眞柄委員

それと同じように、例えば、14枚目の絵で、配水管の破裂事故があって、どこかのポンプ場を止めなさいという指示は、今の想定では瞬時にいくという理解でいいのですか。

下野課長

配水管に関しましては、仕切り弁というものがついておりますので、配水場や浄水場を止めることは今まで、一度もありません。

眞柄委員

仕切り弁で対応するということですね。

下野課長

はい、そうです。

眞柄委員

仕切り弁は水道部でやるわけですね。

下野課長

はい、そのとおりです。

余湖会長

ちょっと、いっぺんに全部やると大変ですので、現状のあたり、委託後の話は後にして、現状の体制くらいまでのところで、何かご質問、ご意見ありますか。最初だけ確認させてください。28枚目に、危機管理マニュアルという言葉が初めて出てくるんですけど、これは今はあるんですか。

開発主査

ありません。

余湖会長

これは、本来あるべきですね。あとちょっと、例えば倒産の話があって、契約不履行、その後、21枚目に緊急時の水道部の配備体制ってなるんですが、たぶん、震度4を超える地震だとか、かなり深刻な事態が起こったときに、こういう体制になるという意味ですね。いつでもかつでも、この体制になるわけじゃないですね。

伊藤課長

ええ、違います。今のマニュアルの中にも、地震の場合を想定しますと、震度3、特に震度4ということで、震度3の場合であればこの体制までいかないんですが、基本的に自

主的に最良な判断をして対応するという事で、震度4であれば、その時点で即本部を設置というようなことで対応させていただいております。

余湖会長

要するに、パワーポイント25枚目に、この連絡の対応というのがあって、3つケースが書いてあって、このときに災害対策本部を設置するとあるんですけども、これはこの21枚目の現行にも通じることなんですよ。そういうふうに解釈すればいいんですよ。

伊藤課長  
余湖会長

はい。

僕は素人ですけど、想像していたのは、例えば色々な事故、色々な災害があると思うので、危機管理マニュアルみたいなのがあるとすれば、色々な事故とかそういうものについて、レベル分けをしていって、それぞれの体制について動き方を考えるというようなマニュアルが危機管理マニュアルではないのかなと思ったんですよ。それが、ちょっとわからなかったものですから。21枚目の動き方というのは、大きな事故、障害が起こるであろう場合の組織体制というふうに考えればよいと。それと左上にある災害対策本部の下にある水道部災害対策要綱というのは、これどんなものなんですか。

伊藤課長

平成16年に定めております。それに基づいて、おのおの先ほど説明しましたように、総務マニュアルですとか、給水マニュアルだとか、そういったものを定めてございます。例えば、応急給水マニュアルの中でも、先ほど会長さんからもお話しがございましたように、水道部の配備の種別と組織体制、例えば警備体制、第1配備、第2配備などのランク別によって、例えば班長会議なり、おのおの対応会議が開かれますけれども、それに基づいて、個々の対応をさせてもらっているということになっております。

例えば、警備体制であれば、おのおのその担当のメインとなる職員が集合、第1配備になればそれに準じておのおの対応する。第2配備になると、石狩市水道部で対応する。それから水道部で間に合わない、対応が難しい場合については、当然、市の方の対応を仰ぐ、なおかつ市でも足りない場合については、石狩ではたまたまありませんが、これについては先ほども言いましたように、日本水道協会の応援を仰ぐというようなことでの対応をさせていただいております。

余湖会長

ちょっと、その辺りの流れが説明を聞いていると、どういう段階でどうなるのかがわかりにくかったものですから、やはりそういった意味では、何ていうのかな、マニュアル整備みたいなものはやらないとだめなんじゃないかなという気はしますが、何かご質問ございますでしょうか。

眞柄委員

先ほどの23でも、21でもどっちでも結構ですが、石狩の管工事業協同組合は登録業者が全部入っていますか。

下野課長

石狩市内、札幌市も含めてございますけれども、14社です。石狩市の指定業者というのは現在、230件ほどあるんですけども、それは札幌市にあるのが200社ほどで、いろいろなところから登録はいつでもできますので、そういう状況になります。

眞柄委員

その中で14社が、この管工事業協同組合を組織している。そういう理解でいいですね。

下野課長

はい、そのとおりです。

眞柄委員

その石狩管工事業協同組合には、例えば今そこで書いてあるように、優先的に仕事がいくということですか。

下野課長

はい。協定を結んでございますから。

眞柄委員

協定を結んでいるから、その14社とは随契をやってもいいという判断ですね。

下野課長

組合とです。

眞柄委員

今のところ、指摘などはきていませんか。

下野課長

指摘はございません。災害時だけではなくて、土曜・日曜ですとか、夜間も委託をしております。それはそれぞれ組合の方で順番で待機をしており、これら業務を委託しております。

眞柄委員

委託としてやっているわけね。

下野課長

はい。

余湖会長

他にいかがですか。

松井委員

いいですか。この後の11章の受託者選定にも関わると思うんですけども、この後の中で、受託者で特別目的会社というのは、今日お話に出ますでしょうか。

余湖会長  
松井委員 それは後で話題になると思います。  
そうですか。リスク管理のところ、倒産した場合とかと密接に絡むので、どっちで出したほうがいいのかなと。

余湖会長  
松井委員 S P C ですよ。  
はい。  
余湖会長 後の方で、受託者の要件の話が出てきますので、そのときに戻ってかまいませんので、お話をお願いします。

堂柿委員  
余湖会長 ちょっといいですか。  
はい。  
堂柿委員 感覚的な質問なんですけれども、災害と言っても、細かに想定されているいろいろ考えられると思うんですけれども、最近あちこちで地震が起きるものですから、地震のことが気になるんですけれども、大体震度 6 とかですね、7 というのがあるのかどうかかわからないけれども、そういうようなものがきたときに、水道システム全体の中でどこがどんなふうに壊れるのかっていうのを、いくつか。まあ、管から先に壊れるんだとかですね、ポンプの機械がだめになるんだとか、そんなような代表的な例をいくつかご披露いただけませんか。

余湖会長 何か想定されているようなものはあるんですかね。例えば、震度 6 の直下型地震がきたら、こういうところが被害を受けますというような。そういう意味ですよ。

堂柿委員  
下野課長 そうです。  
特にペーパーをもってきてごさいませんが、石狩市が被害として想定しているものは平成 13 年だったんですね。震度 6 が発生した場合、花川北地区の水道管ですとか、花川南地区は V P 管なんですけれども。そこが確か 400 箇所ですと漏水するという結果になっております。

堂柿委員  
下野課長 それはあれですか、道路の下に埋まっている一番大きな本管のイメージなんですか。  
本管なんですけれども、75 ミリであったり、100 ミリであったり。その当時は、花川南に 50 mm というパイプがございましたので、そこで 500 件くらいの漏水が起こったということです。それで、その前から、平成 8 年から、花川南地区については、V P 管を替えていきました。ですから、その後何件起きたのかについては知らされておられません。13 年当時で 500 件だったと。

堂柿委員 何も責任のあるお答えを期待しているわけではないのですけれども、仮に 100 件、200 件単位で水道が壊れたときに、要するに直そうといったときに、それだけの労力は、まず確保できるのかということもあるだろうし、あと、その材料がですね、在庫はありますかという話になったときに、大体もしそれくらいはかなり悪い状態の事故が災害が起こったときに、何ヶ月くらいで復旧できるものなんですか。

下野課長 過去に、その計画を立てたことがございます。応急復旧としては、とりあえず 1 人 1 日 3 リットルの給水袋を、2 万個の給水袋があるんですけれども、それを配付すると、給水タンク車、給水タンクが今現在 4 台です、それを車に積んで、応急復旧の方ですけれども、浄水場が 8 箇所、配水場が 4 箇所ですので、その配水池が壊れないということで、その配水地に貯まっている水を給水タンクに入れて、給水袋にあげる。で、それを約 3 日間行って、施設の整備については、徐々にやっていって、大体 1 ヶ月間くらいかかるという想定になっています。

堂柿委員  
下野課長 1 ヶ月くらいで直るんですかね。  
そのくらいを目途で考えております。  
堂柿委員 配水管、弱いところはそうですね。あとは、どこか弱いところというか、壊れるとしたらここだなというのはあるんですか。

下野課長 そのときの想定は、ビニールパイプです。本市の場合、給水管というのはポリパイプで、ポリパイプというのは、かなり伸びるんですよ。ですからビニールパイプよりも漏水が心配だということです。

堂柿委員  
下野課長 それは各戸別の家にもつながっている管もそうですか。  
はい。だから、家が倒れてしまったら家の中の給水管から漏水する可能性はあります。  
堂柿委員 まず管、配水管の被害が想定されるということですね。そういうような災害が起きたと

きに、市の担当部局に直接市民から連絡が殺到するような状況というのは、避けたいと思うんですよね。だとすれば、どこかワンクッションが必要だと思うんですけれども、ワンクッションと言いますか、私たちの日常生活の中で、市の下請け業務といういろいろな細かいことをやっているのは、例えば町内会ですよね。町内会の防災班長というか、なんかあって、だから、それは市の守備範囲じゃないかもしれないけれども、なるべく災害が起きたときに、そういうような組織が上手く機能するようしておいた方がたぶんいいんだらうな、と。わからなくなると、とにかく市に電話をしたいと思います。そうすると、あっちでもこっちでも、電話が鳴り響いて、どっちもわからない。

荒澤委員 組織はあるんじゃないですか。例えばこの間、防犯のときにね、去年、紅葉山小学校に刃物を持った男がいると、不審者がいると、気をつけてくれというファックスをもらったし、町内会長と各防災班長に連絡があったんですね。そういう組織をさらに作ればいいんじゃないんですか、防犯の方はできてますからね。

伊藤課長 市も防災訓練等につきましては、実施をいたしております。避難をしたり、そういうような状況になりそうになった場合には、そういう中で対応せざるをえない。個々の水道だけの対応で済むという状況ではないので、市全体の中で、もしくは今言ったような地域組織も活用して対応するということになるかと思えます。

余湖会長 石狩市で何か冊子が出てませんでしたか。災害時や事故時の何か。もらった記憶はあります、読んでませんが。

荒澤委員 防災的には、テレビも出たしラジオにも出ました。

余湖会長 何年か前に出しましたよね。

棚橋部長 町内会は、大体 80 数団体、市内にあるんですけれども、その中でも自主防災組織がそれぞれ各町内会に 1 つ入れなければなりません、まだ全部はできておりませんけれども。荒澤委員の言われているとおり、その中での連携で災害の対応ができるということで。

今、その体制を徐々に作りつつあるということです。また、苦情は、災害があったときに、どうしても役所に集中するのは避けられない、宿命的なものと思っておりますけれども、電話が入っても分散できるようになっておりますので、個人が手分けして受けるということは緊急時にはやむを得ないということとして、そういうことも含めて当然、危機管理マニュアルですとか対応マニュアルというのを、ある程度、他で作っているものもありますけれども、水道部としてもマニュアルについては策定していきたいというふうに考えております。

余湖会長 札幌市なんかには比べるとね、石狩は町内会の組織がかなりしっかりしていますよね。ただ、ちょっと高齢化が進んでいて、これからはちょっといろいろ問題があるんじゃないかと思うんですけれども。他にいかがでしょうか。最近の問題として出る北見の問題ありますよね。それで、新聞には委託業者が判断ミスをしたとか、危機管理マニュアルがなかったとかというような記事が出て、皆さんかなり神経質になっているかと思うので、聞かれる前に私から言いますけれども。

事務局の方で何か情報はお持ちですか、北見の事故に関して。

三國委員 北見の場合でなかったかと思うんですけど、基準がなかったって聞きますか。いくらだと止めるだとか連絡するだとか、そういう基準がなくて問題になったとか聞きますけれども。

開発主査 北見の件につきましては、一刻も早く情報収集を行い、私ども教訓にしていきたいと思います。現時点では、新聞等による内容の把握に過ぎません。

余湖会長 たぶん、市民の皆さんの不安としては、やはり現実問題として、ああいう問題が起こって、正確なマスコミ報道によるとしても、ああいう言葉が出ると、不安をあおることになるので、正確な情報がわかった時点で、それをまた石狩の危機管理マニュアルを作るときに生かすとかですね、なるべくそういうものを具体的に例としてひっばって説明していただかないと、なかなか組織の体制がこうだって言われても、なかなか市民の方理解できないと思うんですよね。それと、委託後のお話、管理体制、危機管理、緊急時の体制のことが、後半 29 枚目くらいまでありますが、この辺についてはいかがでしょうか。何かご質問ございませんか。

佐藤委員 1点、ではご質問させてください。何枚目のスライドがちょっとわからないんですけども、 というところで。

余湖会長 27枚目ですね。

佐藤委員 はい、これです。この中で基本的に協働のうえ対応するというので、ご説明をいただきましたが、例えば2つ目の事故のところですね、断水等を伴わない事故と断水等を伴う事故っていったときに、どの段階でこれは断水等を伴う事故となるのですか、市がメインとなって対応しますというような判断がなされるのかっていう点が、イメージとしてはわかるんですが、ただ、責任のなすり合いをすればしたらここだろうなど。

これはどっちだってなったときに、それはどういう基準でするのか、今の段階でのお考えをお聞かせください。同じ部屋にいて作業をしてもらえば、こうだってなるのか、どうかは、わかりませんが、それはあまり現実的な想定ではないですし、やはり契約に含めるにしても、その場で判断するにしても、ここからはとかいう形でやらないと、最後の賠償であるとか何であるとかいうところで、大もめにもめることになりまして、市民の皆様にもご説明できないのではないかと思います。

下野課長 断水にもいろいろあり、ポンプがつまるだとか。そこで考えられるのは、含塩が入っていなければ送ってはいけないんです。含有塩素というもので、水道法で0.1以上含まなければならぬのですが、そういう含塩がない水は送ってはいけないものですから、それはすぐ止めないといけない。それに気がついたときの責任は、市になると思います。断水してしまうわけですから。その点を と書いてありますけれども、断水というのはそういったことと認識しています。

佐藤委員 そういったときに断水してしまったら、さかのぼって断水前までも市が責任をとるということですか。

下野課長 例えば、ポンプが壊れてしまったというふうになったときに、どっちが悪いかというのは、維持管理が悪いとか、誤って止めてしまったり、取替のときに、スイッチを押すのを間違えた、というのは簡単ですよ、間違えた人、受託者が責任をとる。また、突然壊れて止まってしまった場合の対応は、直ぐに次のポンプで、1台しかないわけではないですから、それは受託者が対応すると考えます。それでもちょっとでも止まってしまうと、すぐ断水になってしまうことから、断水になった際は市も当然、対応するということです。

その辺の分担を受託者と調整し協力していく。市は想定はしているんですが、受託者側にもやはりこれは違うでしょうという、話し合いだと思うので、契約後の話になるのかなと思います。

余湖会長 ただ、契約後というか、契約前の話でもあるかもしれないし、ちょっとこの辺の記述がなんとなく抽象的なものですから、契約段階で、僕は法律のことはよくわかりませんが、契約のことも、かなり詰めなくちゃいけないところも出てくるだろうと思うし全体的に抽象的ではないのかなと。

棚橋部長 基本的には、契約時に双方の責任分担の詳細を契約約款に明記するということになると思います。

余湖会長 ただ、その内容がいろいろな危機管理とかを全部リンクすると思うので、そういう意味では、もうちょっと具体的な詳細を示さなければならぬのではないかなという危惧は若干あります。他にいかがでしょうか。先ほどの質問の答えは、休憩の後にしますか。3時半まで休憩いたします。

( 休 憩 中 )

余湖会長 佐藤委員が所用で退席されましたので、メンバー揃われませんでしたかね。それでは、委員会を再開いたします。最初に、眞柄委員から一つ質問がありますのでお願いします。

眞柄委員 パワーポイントで言うと、9章の14番、配水ポンプも、それから揚水ポンプも受託者の範囲ですよ。時間配水量や給水量の指示は、受託者が自主的に判断するような契約の内

容になるのか、それとも水道部から、今日は何時から何時まで何m<sup>3</sup>出すようにしなさいというふうに指示が出るのか、どっちになるのでしょうか。

下野課長

それについては、業務要求水準書というのを作成していますので、例えば、配水場から圧をどれくらいにするとか、水量については多く出る場合もあるし、少ない場合もあり、委託施設が全部で12ヶ所ありますので、それを区域替えをしなさいという委託も一緒に出そうと思っています。ですから、それは受託者の責任であるということです。

眞柄委員

ところが、この表の26、委託内容と委託形態の中で、札幌の分水量管理というのが第三者委託ではなくて、任意の委託者になっていますよね。これはつまり、分水量管理というのは、受託者には今日は何m<sup>3</sup>ですよというのを水道部から指示するという意味の任意ではないのですか。

下野課長

第三者委託に水道法が及ぶか及ばないかですよ。札幌分水の区域替えができないというのは、私どもは第三者委託が水道法に及ばないという判断をしていました。今、先生がおっしゃられるように、それで断水になるのであれば、やはりそれは第三者委託というか、法の責任において、委託しなければならなくなるように思われます。

眞柄委員

それから、この表で、浄水処理工程の水質管理は第三者で、下の管理業務の水質に係るデータ集計事務というのは任意の委託者となっていますが、第三者委託者の浄水処理工程の水質管理結果を、水質に係るデータ集計事務の委託を受けとる第三者に情報を流すのはそれで済むという理解でいいのですか。ところが、その上の浄配水場等に係る統計事務は、第三者の業務に入っている。

この点については、検討してください。また、薬品の在庫管理と薬品注入率管理は第三者委託者ですよ。その上の、薬品の発注及び納品管理は任意の委託者ということは、第三者委託者が在庫管理をしていて、そろそろ無くなるから、任意の委託者に薬品をいつまでになんぼ入れてくれというふうに言うということに済むという理解でいいのですか。

下野課長

薬品貯蔵管理の、この3つの部分については、あくまで受託者に委託するということです。ただ、水道法が及ぶかどうかという部分で、薬品の在庫管理と注入率管理については、第三者委託というふうに考えております。発注と納品管理については、法の及ぶところではないというふうに解釈したので、任意にしています。

眞柄委員

それに類することで言うと、給水装置の構造・材質検査は、市が直轄で実施することになっていますよね。施設基準の5条の給水装置に係る基準は両方とも水道法の5条ですよ。そうすると、片方は直轄で、片方はどうして任意の委託なんですか。

細かい話になりますが、要するに、水質基準の4条の改正と、5条の施設基準の改正が行われたときに、それに係る事項は市が責任をもって対応するのか。それとも、それは、5条関係の施設基準に関しては、もう委託でいいよと言うんだったら、両方とも委託でもいいわけですよ。

その辺りをもうちょっと整理された方がいいのかなと。それからもう一つは、今ここは場内の委託の範囲ですけれども、管路の関係で言うと、管路の布設の監督は、直でやらなきゃならない形になってますよね。管の洗管業務については包括委託だけれども、管路の埋設工事については直でやりますよ、という理解でいいですか。

下野課長

はい、そのとおりです。維持管理も含めております。

眞柄委員

維持管理も含めてね。実際に委託に出すときに、こだわった議論になるんだろうけれども、受託をする人がどこまでちゃんとやらなきゃならないのか、どこまでは水道部が日常業務について指示が来るんだ、ということをはっきりわかるようにしてあげないと、受託者がなかなか提案書を書けないので、今日の段階ではこの紙一枚ですけれども、実際の業務の提案書をもらうときには、もう少し丁寧に書いてあげないと困るかなという印象を受けました。

余湖会長

はい、ありがとうございます。

下野課長

今のご質問に関係して、先進地の方のリスク分担なんですけれども、私、先進地を2箇所調査にいったりしましたが、リスク分担表をくださいということで資料はもらってききましたが、リスク分担表というのはないです。契約書の中に、責任分担表ということで、責任の所在ということで、細かく、先ほど市が想定しているリスク分担表をお見せしまし

余湖会長  
下野課長  
余湖会長  
開発主査

たけれども、それよりも細かく、どっちが先に動くというような表がついているわけです。

よりももっと細かいという意味ですね。

それを、本市では契約書の中で同じように作らないといけないと思います。

そうだと思いますね。わかりました。それでは、先に進んでよろしいでしょうか。最後の章ですが、第11章「受託事業者の選定」ということで、説明をお願いいたします。

それでは、本編35ページの第11章「受託事業者の選定」についてご説明をさせていただきます。ちょっとお詫びを申し上げなければなりません。事前送付いたしました35ページの2の応募資格の、北海道内に本店または支店若しくは営業所を有し、且つ、契約期間中は石狩市に営業所を置く、という内容で事前送付いたしましたけれども、この営業所を、事業所に訂正をお願いいたします。誠に申し訳ありません。

それでは、受託者の選定につきまして、ご説明をいたします。この受託者の選定について、非常に重要な課題と認識しておりまして、市は市民への水道サービス水準の維持・向上を図るうえで大事な要素として受託者の選定を考えたところであります。

本市は地下水を水源としていることや、緊急時の対応体制を重要視しており、受託者には、技術的業務の遂行並びに緊急時の応援・支援体制の確立に比重を置いた選定を考えております。委託業務に要する委託料のほかに、提案の質及び技術力の確保、これらについて評価しなければならない、総合評価一般競争入札、この導入を想定しております。

続いて、受託者の要件については、このシートに示す6項目の要件全てを満たさなければなりません。

最初に、地下水などを水源とする浄水場運転管理業務の第三者委託等の受託実績があること、水道法令で規定されております受託水道業務技術管理者を配置すること、この要件と関連いたしますが、受託に必要な資格者や実務経験が豊富な従事者が確保されていること、緊急時における支援体制が確保されていること、5番目には石狩市の契約規則に基づき競争入札の資格者名簿に登録がなされていること、北海道内に本店または支店若しくは事業所を有し、且つ契約期間中には市内に事業所を置く、以上6つの要件全てを満たしていなければなりません。

次に、入札方法と契約の締結についてであります。先ほど、委託料のほかに提案の質を重視するという総合評価一般競争入札を採用する、と説明いたしました。実際には、学識経験者等で組織されます業務受託者選定委員会、この選定委員会で審査していただき評価をお願いします。

最終的には、この選定委員会で、最優秀企画提案書が選定され、この選定を受けて、市水道部は最優秀企画提案事業者と契約交渉を行い、交渉が整いますと契約を締結する運びになります。それから、総合評価一般競争入札については、当然メリットもあればデメリットもございます。この総合評価一般競争入札のメリットとしましては、提案内容と経済性のそれぞれの評価をバランスよく組み合わせることができる反面、評価項目の選定や得点の設定について、客観性を確保することが難しいというデメリットがあります。このようなデメリットを解消するために、業務受託者選定委員会を設置するもので、この入札の特徴としては、高い技術力を求める入札であるということが言えると思います。

地方自治法や同法施行令により第三者機関である業務受託者選定委員会、これを設置し受託者を選定していただき、審議を願う内容は企画提案された内容審査及び評価となっているほか、構成メンバーについては、学識経験者や市職員などを想定している旨、先ほどご説明いたしました。最優秀企画提案書の選定においては、資料編の資料14をご覧いただきたいと存じます。提案1番から提案8番までの評価項目、評価の視点、これらを段階評価し得点化して選定をしていただく中身になっております。

この審査評価基準(案)の具体的内容は、大項目で8項目ほどあり、水道事業に対する基本理念、施設の運転管理、維持管理、保守点検業務に関する事項、水質管理、危機管理、その他提案事項、契約書に関する事項などとなっております。

最後になりますが、こちらは当水道事業運営委員会の年内スケジュールを表したシートとなっております。本年2月の当委員会時にもご説明いたしました。予定としましては、8月半ばから1ヶ月間、パブリックコメントを実施し、10月には当委員会から第三者委託

の答申を頂戴いたします。その後、本年12月の第4回定例市議会に補正予算を提案したいと考えております。補正予算が可決されますと、年が明けて1月上旬から3月中旬までに、募集の公告、募集要項等の配布、現地説明会の開催、業務受託者選定委員会や当運営委員会の開催を予定しています。また、受託を希望される事業者からの参加表明書と資格確認書類等の受付け後、特段問題とすべき事項がなければ、企画提案書の受付を行い3月上旬に選定委員会を開催して、3月中旬まには同委員会から最優秀企画提案事業者の選出を願います。市水道部との交渉を経て、双方合意に至りますと平成20年4月1日付けで契約を締結し、3ヶ月間の習熟・準備期間を設けまして、7月1日から本格稼働というスケジュールを考えています。

以上、第11章並びにスケジュールのご説明をさせていただきました。

余湖会長

はい、どうもありがとうございます。これは、具体的な業者選定の手続きに関する最終段階まで来たこととなりますが、先ほど途中で松井委員の方からお話がありましたが、32枚目から33枚目の受託者の要件に絡むお話になってきますので、そのご質問からお願いいたします。

松井委員

受託事業者として、一事業者という場合、一つの会社というふうに想定しているのか、それとも、いわゆるSPCという特別目的会社のようなものの、入札を考えているのかということなんですけれども、それによって、休憩前に話が出ていましたリスク分担のところにも影響するので、お話を聞きたいと思います。

余湖会長

事務局、お願いします。

伊藤課長

お答えをいたします。今、松井委員からご質問がございましたが、先ほど受託者の要件ということで、6項目をおのおのご説明させていただいて、その中で、基本的には石狩市の契約につきましても、基本的には市の契約規則に基づいておのおの実施をする予定でございます。今、ご質問にありました特別目的会社という提案もあるわけでございますけれども、特別目的会社については入札公告時には、会社自体はまだ設立されておりませんので、緩やかな統合体の段階での入札参加ということになり、基本的には現在の石狩市の契約規則の中では、非常に難しいというふうに判断しております。

従いまして、基本的に現在考えておりますのは、1事業者とは1つの会社であるということ、当然、市の登録を受けているものということの考え方に、今はなっております。

余湖会長

今は、と言われると、何か変わりそうな雰囲気もあるんですけれども。

伊藤課長

基本的に、今言いましたように、市の入札に関わる契約規則については、基本的に市全体の問題となっておりますので。

余湖会長

そうですね。水道だけの問題じゃないですね。

伊藤課長

水道部だけの判断で言えないということもありますし、非常に手続きには時間がかかるというもので、第三者委託の導入自体にも影響するというところで考えております。従いまして、今言ったように一事業者とは1つの会社ということで考えております。

余湖会長

松井委員、よろしいですか。

松井委員

はい、わかりました。

余湖会長

SPCというのを、わかりやすく説明していただけますか。市民委員の方、なかなかわかりにくいのではないかと。

開発主査

それぞれ複数業者が、例えば3社、あるいは5社、業者が出資し合い1つの会社を作ります。A社、B社、C社がそれぞれ単一事業社ですが、A、B、C3社が出資して、D社という1つの会社を作ります。市はSPCであるD社と契約を締結しますが、今度はD社が、A、B、Cの各社と委託業務毎に契約を締結していきます。

余湖会長

かえってわかりにくくなりましたね。

松井委員

今でも、A、B、Cという会社がDという会社を設立して、入札に参加すること自体は普通に可能なわけです。ただ、その特別目的会社の特徴というのは、入札の段階では、まだ、その会社はなくて、いわゆるJVといわれる共同体で入札に行くわけです。それで、その共同体というのが、例えばA、B、Cというグループと、X、Y、Zという会社と、共同体ごとに入札して、落札したところが新たにDという会社を設立するという、そういうシステムだと思いうんですけれども。それで、さらにDっていう会社と、A、B、Cがそ

れぞれ業務の単位、請負方を決めるんです。それで、先ほどの倒産した場合のリスクのところ、例えばSPCを作ったあとに、Aっていう会社だけが倒産をしたという場合の対応をどうするのかとか、そういった問題が生じたり、契約を解除した後に速やかに契約するという対応方法が書いてありますけれども、まだ法人格がないですから、速やかに契約をするって言うても、そこからまた組み直さなきゃいけないという話になるので、その辺でちょっとリスク分担に影響するのではないかなというふうに思ったわけです。

余湖会長  
眞柄委員

はい、ありがとうございます。

わからないわけじゃないけれども、例えば、北電さんと、さっきの管工事業協同組合と2つが一緒になって、この仕事をやりますと言ったときに、いいんじゃないかなと思います。それは、石狩市全体としての入札制度と関係するから無理だと言われればそうなのかなという気がしないわけではないけれども、考えてもいいかなという気はします。

細かい話ですが、さっきからくどいようですけれども、表の26と、資料編の一番最後の資料の9、10、11、12、13、14と、内容が違います。そういう意味で、さっきの契約書の内容と関係するのかもしれないけど、もう少し整理をしてください。

例えば、資料14の企画提案審査評価基準のところ、薬品の調達及び管理というのが評価項目に入っていたり、除草及び植栽管理業務というのがこっちに入っていたりしているので、それをお願いしたいのと、さっき配水場のお話がありましたけれども、厚労省の立入検査で、口頭指導、文書指導で多いのは、毎日検査をやっているかやっていないかという話ですよ。前の方の業務報告書の中では、毎日検査はどっちがやるかっていうのが、さっきの委託の範囲で言うと、毎日検査は受託者の仕事の範囲ではないんですけれども、毎日検査の結果が受託者に流れるか流れないかというのは、薬品の注入率管理のものすごく大事なことなので。流れはこれで結構ですから、実際の仕事の提案書をもらうときの、言うなれば設計書の段階で、少しそこら辺を注意していただきたいと思います。それから、健康診断は、どこに入るんですか、資料の14で言うと。これは法令等の遵守の部分で読めばいいんですよ。民間の方が提案書を書きにくいと思いますので、そこだけご注意ください。

松井委員

ちょっといいですか。企画提案書の、資料14のところなんですけれども、ここの関係法令等の遵守で、提案7で、契約書に関する事項って書いてあるんですけれども、これは企画提案をさせるっていうことですよ。リスク分担の明確化ってここに書いてあるんですけれども。どういうことを提案しなさいという話なのか、他の項目はわかったんですけれども、提案が契約書に関する事項っていうタイトルがしっかりこなかったんですが。

余湖会長

はい。いろいろなご指摘いただきましたが、いろんな資料の中でちょっと統一性がとれていないと。本当にこれ、実務段階では非常に困ると思いますので、事務局において精査の方よろしく願いいたします。話がずっと最後までいってしまいましたが、今、松井委員のお話で受託者の要件のところ、この件については他にご意見ございますか。

パワーポイントの34枚目から入札方法の話が出ていますが、ちょっと、簡単にご説明すると、いわゆる総合評価一般競争入札という言葉が馴染みのない方もいらっしゃるかも知れませんが、資料14の企画提案審査評価基準(案)の一番右側に配点がありますよね。

最初にある程度、ここの項目ごと、提案1から8までの間で、内容を審査委員会なりが判断して、例えば5、4、3、2、1とか、そのような配点が決まっていて、それを足していくんですね、全部。そして、通常、一般競争入札というのは、入札金額だけで、一番安いところが取りますが、総合評価方式っていうことになると、技術力というか企画力というか、そういうものも要素にする入札方式となっています。

ですから、資料の14による配点の決め方が結構大きな、あるいは、その配点の合計を何点にするのかっていうところが大事なポイントになりますね。ちょっと私から伺います。資料14の段階評価っていう項目ありますよね。AAAからDっていうの。これはどっかに雛型があるんですか。

伊藤課長  
余湖会長

はい、ございます。

例えば、優れている、効果的である、信頼できるっていうのは、どう違うのかなっていうのがよくわからなかったものだから。それで、項目によって段階が違いますよね。これ

はある程度、例えば、それなりのところからこういうふうにするのがいいですよって指導があるっていうふうに考えていいですか。

伊藤課長

はい。先進地の事例ですとか、日本水道協会等で基本的な事項を定めてございますので、それを参考にしながら決めたということになっております。

余湖会長

と、いうことだそうであります。この配点自体も選定委員会の中で、議論して具体的に決めるっていうことになりませんか。

下野課長

はい。

余湖会長

総合評価一般競争入札というのは、そういうことで、あと、選定委員会の構成、あるいは、もう最後までいくようなスケジュールまでお話がりましたが、この中身あるいは前のほうに返っても結構ですが、何か全体を通してご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

菅野委員

石狩の水道事業と簡水が統合するのはいつですか。

開発主査

平成 22 年度です。

菅野委員

22 年に統合することによって、第三者委託もこれに合わせるという考えが、先ほど説明にあったと理解していいんですか。

余湖会長

必ずしもそうではない。

眞柄委員

22 年から簡水も委託になりますけれども、同じ業者がとるかどうかはわからない。

菅野委員

だから、契約も別になるかもしれない。

余湖会長

よろしいですか。他にいかがですか。今後の予定なんですけれども、本編が 11 章までありますので、一応資料の説明は終わったことになります。ただ、今回もずいぶんご意見いただきましたし、それと簡水の第三者委託に関する記述がこの資料の中に実は文章としてまだ載っていないんですね。それで、もう 1 回委員会を開いて、いわゆる第三者委託に対する、この委員会の審議資料をきちんと形にした上で、パブリックコメントに臨むということにさせていただきたいと思うんですが。

事務局、よろしいでしょうか。

棚橋部長

今お話にありましたように、これまで簡易水道事業の第三者委託の必要性などについて、ご審議いただきました。また、今日もパワーポイントを用いてそれぞれご説明をさせていただきました。これらをとりとまとめた上で、新しい章を起こして、それを文章化した中で、次回に結び付けたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

余湖会長

というわけで、目標としては、次回で内容を全部確認していただいて、一応この点に関する審議は終えたいという予定でおりますので、よろしく願いします。それでは、私の方からは以上です。事務局にお返しいたします。

開発主査

今回の議事録署名委員は、菅野副会長と堂柿委員となりますので、よろしく願い申し上げます。次回の委員会は 8 月の第 2 週を予定しております。

伊藤課長

それでは、これをもちまして運営委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

( 終 了 )

平成 19 年 8 月 31 日議事録確定

石狩市水道事業運営委員会  
会長 余 湖 典 昭

議事録署名委員  
菅 野 勲

議事録署名委員  
堂 柿 栄 輔